９ 県 た ば こ 税 に 関 す る 調

月　　別	課　税　標　準 売渡し又は消費等本数	調　定　額	備　　　　考
	千本	千円	税率はたばこの本数1,000本につき1,000円。 ※平成28年4月1日から、旧3級品の紙巻きたばこの税率が段階的に引き上げられ、製造たばこの税率が令和元年10月1日から統一されました。 (R3.10.1から1,070円)
令　和　３　年　度	1,570,889	1,548,014	
令　和　４　年　度	1,518,501	1,624,719	
対　前　年　度　比	96.7	105.0	
令和４年４月（３）	128,803	137,819	
５月（４）	128,048	137,011	
６月（５）	124,734	133,466	
７月（６）	128,177	137,149	
８月（７）	128,272	137,251	
９月（８）	132,285	141,545	
10月（９）	128,381	137,368	
11月（10）	126,910	135,793	
12月（11）	127,382	136,299	
令和５年１月（12）	137,318	146,930	
２月（１）	114,497	122,513	
３月（２）	113,694	121,575	

（注）１（　）は実績月を示す。

２ 調定は、長崎振興局が行ったものである。